

法律相談実施一覧，実施票の公開しない部分および理由

整理番号	公開しない部分	公開しない理由	高松市情報公開条例該当条項
2	⑤，⑥および⑦の各欄	当該情報は，本市の施策事業に係る意思決定過程における参考情報であり，確定情報でないことから，公開することにより，事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	第7条第5号
6	⑤の欄のうち，市施設の名称および隣接する法人施設の種別	市の施設および隣接する法人施設の種別を公開すると法人名が特定され，当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため。	第7条第2号 第7条第5号
7	⑤の欄のうち，事案の発生日時，場所および問題点 ⑥，⑦および⑧の各欄	・特定の個人を識別することができるもの，または特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 ・交渉に関する事務に関し，市の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため。	第7条第1号 第7条第5号イ
10	⑤，⑥，⑦および⑧の各欄	新規事業として予算要求しているものの，まだ正式に予算措置がなされておらず，事前にこの事業内容が公になると，入居者の間に無用の混乱を生じさせ，本来の事業の執行に支障をきたすため。	第7条第4号
11	⑤，⑥，⑦および⑧の各欄	新規事業として予算要求しているものの，まだ正式に予算措置がなされておらず，事前にこの事業内容が公になると，入居者の間に無用の混乱を生じさせ，本来の事業の執行に支障をきたすため。	第7条第4号
12	⑤の欄のうち，検討段階の本市の未確定な方針および指導等に関する情報 別紙資料のうち，特定の個人を識別できる役職名，検討段階の本市の未確定な方針および指導等に関する情報	・特定の社会福祉法人に対する，未確定な情報に基づく，本市の指導等に関する検討または協議段階の情報であり，これを公にすることにより，当該法人に不当に不利益を及ぼすおそれがあるため。 ・特定の個人を識別することができ，個人の権利利益を害するおそれがあるため。	第7条第4号 第7条第1号
15	⑤，⑥および⑧の各欄	当該情報は，本市の施策事業に係る意思決定過程における参考情報であり，確定情報でないことから，公開することにより，事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	第7条第5号
17	⑧の欄のうち，個人の氏名，元職（役職）	特定の個人を識別することができる情報であり，個人の権利利益を害するおそれがあるため。	第7条第1号
18	⑤の欄のうち，団地名，住宅の種別	本市の管理している市営住宅を個別に特定する情報であり，団地名が公表されることにより，当該団地の入居者に必要以上の混乱や不安を生じさせたり，交渉の相手方に予想外の不利益を与えるおそれがあるため。	第7条第4号
20	④，⑤，⑥，⑦および⑧の各欄	本市の交渉に関する情報が含まれており，これを公にすることにより，当事者として認められるべき地位を不当に害し，今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	第7条第5号
22	⑤の欄のうち，当該土地の町名	問題となっている土地の町名を公表した場合，その他の情報と照合することにより，関係人である特定の個人を識別することができるため。同様に特定の法人に関する情報で，公にすることにより，当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため。	第7条第1号 第7条第2号

法律相談実施一覧，実施票の公開しない部分および理由

整理番号	公開しない部分	公開しない理由	高松市情報公開条例該当条項
23	④，⑤，⑥，⑦および⑧の各欄	本市の政策に関する検討または協議段階における情報であり，これを公にすることにより，不当に市民の間に混乱を生じさせ，また，今後の事業の適正な遂行に及ぼすおそれがあるため。	第7条第4号
24	⑤，⑥，⑦および⑧の各欄	本市の交渉に関する情報が含まれており，これを公にすることにより，当事者として認められるべき地位を不当に害し，今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	第7条第5号
26	⑤，⑥，⑦および⑧の各欄	当該情報は，本市の施策事業に係る意思決定過程における参考情報であり，確定情報でないことから，公開することにより，事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	第7条第5号
28	⑤の欄のうち，団地名，住宅の種別	本市の管理している市営住宅を個別に特定する情報であり，団地名が公表されることにより，当該団地の入居者に必要以上の混乱や不安を生じさせたり，交渉の相手方に予想外の不利益を与えるおそれがあるため。	第7条第4号
29	⑤の欄のうち，団地名，住宅の種別	本市の管理している市営住宅を個別に特定する情報であり，団地名が公表されることにより，当該団地の入居者に必要以上の混乱や不安を生じさせたり，交渉の相手方に予想外の不利益を与えるおそれがあるため。	第7条第4号
32	⑤，⑥および⑧の各欄のうち，国の機関名および方針	国の機関の方針に関する情報が含まれており，これを公にすることにより，当事者として認められるべき地位を不当に害し，今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	第7条第5号
33	⑤，⑥，⑦および⑧の各欄のうち，個人の氏名	氏名により特定の個人を識別することができるため。	第7条第1号
34	⑤，⑥，⑦および⑧の各欄	本市の交渉に関する情報が含まれており，これを公にすることにより，当事者として認められるべき地位を不当に害し，今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	第7条第5号
35	④，⑤，⑥，⑦および⑧の各欄	・本市の政策に関する検討または協議段階における情報が含まれており，これを公にすることにより，不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。 ・本市の交渉に関する情報が含まれており，これを公にすることにより，当事者として認められるべき地位を不当に害し，今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	第7条第4号 第7条第5号
39	⑤，⑥，⑦および⑧の各欄	当該情報は，本市の施策事業に係る意思決定過程における参考情報であり，確定情報でないことから，公開することにより，事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	第7条第5号
40	④，⑤，⑥，⑦および⑧の各欄	当該情報は，本市の施策事業に係る意思決定過程における参考情報であり，確定情報でないことから，公開することにより，事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	第7条第5号

法律相談実施一覧，実施票の公開しない部分および理由

整理番号	公開しない部分	公開しない理由	高松市情報公開条例該当条項
41	⑤，⑥，⑦および⑧の各欄	当該情報は，本市の施策事業に係る意思決定過程における参考情報であり，確定情報でないことから，公開することにより，事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	第7条第5号
42	⑤および⑥の各欄の検討段階の本市の未確定な方針および指導等に関する情報	特定の社会福祉法人に対する，未確定な情報に基づく，本市の指導等に関する検討または協議段階の情報であり，これを公にすることにより，当該法人に不当に不利益を及ぼすおそれがあるため。	第7条第4号
43	⑤，⑥，⑦および⑧の各欄	・市および他の地方公共団体の内部または相互間における検討または協議に関する情報であって，公にすることにより，率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれまたは不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。 ・市の交渉に係る事務に関し，市または他の地方公共団体の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため。	第7条第4号 第7条第5号イ
45	⑤，⑥，⑦および⑧の各欄	本市の交渉に関する情報が含まれており，これを公にすることにより，当事者として認められるべき地位を不当に害し，今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	第7条第5号
46	⑤の欄のうち，団地名	本市の管理している市営住宅を個別に特定する情報であり，団地名が公表されることにより，当該団地の入居者に必要以上の混乱や不安を生じさせたり，交渉の相手方に予想外の不利益を与えるおそれがあるため。	第7条第4号
50	⑤，⑥，⑦および⑧の各欄	本市の事務事業に関する情報であって，これを公にすることにより，今後の本市の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	第7条第5号イ
51	⑤の欄のうち，団地名，住宅の種別	本市の管理している市営住宅を個別に特定する情報であり，団地名が公表されることにより，当該団地の入居者に必要以上の混乱や不安を生じさせたり，交渉の相手方に予想外の不利益を与えるおそれがあるため。	第7条第4号
55	④，⑤，⑥，⑦および⑧の各欄	市の交渉に係る事務に関し，市の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため。	第7条第5号イ
56	④，⑤，⑥，⑦および⑧の各欄	特定の個人を識別できるもの，または特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。	第7条第1号
59	⑤の欄のうち，団地名	本市の管理している市営住宅を個別に特定する情報であり，団地名が公表されることにより，当該団地の入居者に必要以上の混乱や不安を生じさせたり，交渉の相手方に予想外の不利益を与えるおそれがあるため。	第7条第4号
60	⑤，⑥，⑦および⑧の各欄	当該情報は，本市の施策事業に係る意思決定過程における参考情報であり，確定情報でないことから，公開することにより，事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	第7条第5号

法律相談実施一覧，実施票の公開しない部分および理由

整理番号	公開しない部分	公開しない理由	高松市情報公開条例該当条項
62	④，⑤，⑥，⑦および⑧の各欄	・本市の政策に関する検討または協議段階における情報が含まれており，これを公にすることにより，不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。 ・本市の契約に関する情報が含まれており，これを公にすることにより，当事者として認められるべき地位を不当に害し，今後の事業の適正な遂行に支障をお及ぼすおそれがあるため。	第7条第4号 第7条第5号
64	④，⑤，⑥，⑦および⑧の各欄	本市の政策に関する検討または協議段階における情報が含まれており，これを公にすることにより，不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。	第7条第4号
65	⑤，⑥，⑦および⑧の各欄	本市の政策に関する検討または協議段階における情報が含まれており，これを公にすることにより，不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。	第7条第4号
67	⑤の欄のうち，団地名	本市の管理している市営住宅を個別に特定する情報であり，団地名が公表されることにより，当該団地の入居者に必要以上の混乱や不安を生じさせたり，交渉の相手方に予想外の不利益を与えるおそれがあるため。	第7条第4号
68	④，⑤，⑥，⑦および⑧の各欄	当該情報は，本市の施策事業に係る意思決定過程における参考情報であり，確定情報でないことから，公開することにより，事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	第7条第5号
70	④，⑤，⑥，⑦および⑧の各欄	当該情報は，本市の施策事業に係る意思決定過程における参考情報であり，確定情報でないことから，公開することにより，事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	第7条第5号
71	⑤の欄のうち，検討段階の本市の未確定な指導等に関する情報	特定の社会福祉法人に対する，未確定な情報に基づく，本市の指導等に関する検討または協議段階の情報であり，これを公にすることにより当該法人に不当に不利益を及ぼすおそれがあるため。	第7条第4号
72	⑥の欄のうち，法人名	特定の法人に関する情報で，公にすることにより，当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため。	第7条第2号
73	⑥および⑧の欄のうち，個人の氏名 別紙「事業の概要」のうち，個人の氏名，法人名および法人の所在地 別添図面のうち，法人の所在地	・氏名は，個人に関する情報であって，公開することにより特定の個人を識別することができるため。 ・法人名，所在地は，特定の法人に関する情報で，公開することにより，当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため。	第7条第1号 第7条第2号
74	④，⑤，⑥および⑧の各欄 別紙事案の概要	・本市の政策に関する検討または協議段階における情報が含まれており，これを公にすることにより，不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。 ・本市の交渉に関する情報が含まれており，これを公にすることにより，当事者として認められるべき地位を不当に害し，今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	第7条第4号 第7条第5号
76	④，⑤，⑥，⑦および⑧の各欄	当該情報は，本市の施策事業に係る意思決定過程における参考情報であり，確定情報でないことから，公開することにより，事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	第7条第5号

法律相談実施一覧，実施票の公開しない部分および理由

整理番号	公開しない部分	公開しない理由	高松市情報公開条例該当条項
77	④，⑤，⑥，⑦および⑧の各欄	本市の政策に関する検討または協議段階における情報が含まれており，これを公にすることにより，不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。	第7条第4号
79	⑤，⑥，⑦および⑧の各欄	本市の訴訟に係る事務に関し，市の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため。	第7条第5号イ
80	④，⑤，⑥，⑦および⑧の各欄	本市の交渉に関する情報が含まれており，これを公にすることにより，当事者として認められるべき地位を不当に害し，今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	第7条第5号
81	⑤の欄のうち，個人の氏名および支払金額	・氏名により特定の個人を識別することができるため。 ・個人の事業に関する情報で，公にすることにより，当該個人の正当な利益を害するおそれがあるため	第7条第1号 第7条第2号
83	⑤，⑥，⑦および⑧の各欄	本市の交渉に関する情報が含まれており，これを公にすることにより，当事者として認められるべき地位を不当に害し，今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	第7条第5号
84	⑥の欄のうち，指名停止措置期間	市が行う事務または事業に関する情報で，公にすることにより，当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	第7条第5号
85	⑤の欄のうち法人名，工事名，工期，契約金額 別紙問題点のうち，工事名，工期，契約金額および支払日	・本市の契約に関する情報が含まれており，これを公にすることにより，当事者として認められるべき地位を不当に害し，今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 ・法人名，工事名，工期，契約金額を公表することにより，法人名が明白となるおそれがあり，その結果，当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため。	第7条第2号 第7条第5号
87	⑤の欄のうち，個人の氏名，町名および地番	氏名，町名および地番により特定の個人を識別することができるため。	第7条第1号
90	⑤および⑦の各欄のうち，地名	本市の政策に関する検討または協議段階における情報および契約，交渉に関する情報であり，事業の執行に支障を及ぼすおそれがあるため。	第7条第4号 第7条第5号
94	⑤の欄のうち，橋梁名	橋梁名により特定の個人を識別することができるため。	第7条第1号
96	⑤の欄のうち，団地名	本市の管理している市営住宅を個別に特定する情報であり，団地名が公表されることにより，当該団地の入居者に必要以上の混乱や不安を生じさせたり，交渉の相手方に予想外の不利益を与えるおそれがあるため。	第7条第4号
97	別紙質問状のうち，差出人の団体名，住所，代表者氏名，許可番号，電話番号ならびに本市回答文のあて名および代表者の印影	・質問状の差出人の情報が公になると，当該法人の主張等が明らかになり，当該法人の競争上の地位その他認められるべき正当な利益を害するおそれがあるため。 ・公表すべき合理的な理由および必要性はなく，かえって偽造等の不正利用につながるおそれも無いとはいえず，当人の不当な利益を害するおそれがあるため。	第7条第2号

法律相談実施一覧，実施票の公開しない部分および理由

整理番号	公開しない部分	公開しない理由	高松市情報公開条例該当条項
98	④，⑤，⑥，⑦および⑧の各欄	本市の政策に関する情報であって，これを公にすることにより，不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。	第7条第4号
100	⑤，⑥および⑦の各欄のうち，個人の氏名，町名および学校名	氏名，町名および学校名から特定の個人を識別することができるため。	第7条第1号
101	④，⑤，⑥，⑦および⑧の各欄	交渉に係る事務に関する情報であって，公にすることにより，当事者の財産上の利益または地位を不当に害するおそれがあるため。	第7条第5号イ
102	⑧の欄のうち，個人の氏名，元職（役職）	本市の政策に関する検討または協議段階における情報が含まれており，これを公にすることにより，不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。	第7条第4号
103	④，⑤，⑥，⑦および⑧の各欄	交渉に係る事務に関する情報であって，公にすることにより，当事者の財産上の利益または地位を不当に害するおそれがあるため。	第7条第5号イ
104	④，⑤，⑥，⑦および⑧の各欄	本市の政策に関する検討または協議段階における情報が含まれており，これを公にすることにより，不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。	第7条第4号
105	⑤，⑥，⑦および⑧の各欄	本市の訴訟に係る事務に関し，市の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため。	第7条第5号イ
106	別紙 事案の概要の法人名，契約年月日	特定の法人に関する情報で，公にすることにより，当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため。また，公にすることにより，工事請負契約者の特定につながるおそれがあり，当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため。	第7条第2号
107	④，⑤，⑥，⑦および⑧の各欄	本市の政策に関する検討または協議段階における情報が含まれており，これを公にすることにより，不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。	第7条第4号
109	④，⑤，⑥，⑦および⑧の各欄	本市の政策に関する検討または協議段階における情報が含まれており，これを公にすることにより，不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。	第7条第4号
110	④，⑤，⑥，⑦および⑧の各欄	本市の政策に関する検討または協議段階における情報が含まれており，これを公にすることにより，不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。	第7条第4号
112	④，⑤，⑥，⑦および⑧の各欄 別紙 事案の概要	・本市の政策に関する検討または協議段階における情報が含まれており，これを公にすることにより，不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。 ・本市の契約に関する情報が含まれており，これを公にすることにより，当事者として認められるべき地位を不当に害し，今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	第7条第4号
113	④，⑤，⑥，⑦および⑧の各欄	本市の政策に関する検討または協議段階における情報が含まれており，これを公にすることにより，不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。	第7条第4号

法律相談実施一覧，実施票の公開しない部分および理由

整理番号	公開しない部分	公開しない理由	高松市情報公開条例該当条項
114	別紙 事案の概要の法人名，契約年月日	特定の法人に関する情報で，公にすることにより，当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため。また，公にすることにより，工事請負契約者の特定につながるおそれがあり，当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため。	第7条第2号
115	⑤の欄のうち，事業費の額	相談の便宜上，本紙内部の検討段階における見込み額を表記しており，予算化されたものではないことから，公表することにより，今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	第7条第4号
116	別添回答文のうち，自治会名，臨時総会の開催日時，市道名	特定の個人を識別することができるため。	第7条第1号
117	④，⑤，⑥，⑦および⑧の各欄	市の内部における協議に関する情報であって，公にすることにより，不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定の者に不利益を及ぼすおそれがあるため。	第7条第4号
118	別紙質問状および再質問状のうち，差出人の団体名，住所，代表者氏名，許可番号，電話番号ならびに本市回答文のあて名および代表者の印影	・質問状の差出人の情報が公になると，当該法人の主張等が明らかになり，当該法人の競争上の地位その他認められるべき正当な利益を害するおそれがあるため。 ・公表すべき合理的な理由および必要性はなく，かえって偽造等の不正利用につながるおそれも無いとはいえず，本人の不当な利益を害するおそれがあるため。	第7条第2号
119	④の欄の一部，⑤，⑥，⑦および⑧の各欄	本市の交渉に関する情報が含まれており，これを公にすることにより，当事者として認められるべき地位を不当に害し，今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	第7条第5号
123	別添回答文書のうち，個人の氏名，土地の所在地番	氏名により特定の個人を識別することができるため。また，土地の所在地番を公にすることにより，特定の個人を識別することにつながるため。	第7条第1号
125	⑦の欄のうち，工事名	工事名を公にすることにより，当該業者の特定につながるおそれがあり，その結果当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため。	第7条第2号
126	⑤，⑥，⑦および⑧の各欄	本市の訴訟に係る事務に関し，市の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため。	第7条第5号イ
127	⑦の欄のうち，工事名	工事名を公にすることにより，当該業者の特定につながるおそれがあり，その結果当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため。	第7条第2号
128	⑥の欄の一部，⑦および⑧の各欄	市が行う事務または事業に関する情報で，公にすることにより，当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	第7条第5号
129	⑤の欄のうち，個人名	氏名により特定の個人が識別することができるため。	第7条第1号

法律相談実施一覧，実施票の公開しない部分および理由

整理 番号	公開しない部分	公開しない理由	高松市情報公 開条例該当条 項
131	⑧の欄の一部	本市の交渉に関する情報が含まれており，これを公にすることにより，当事者として認められるべき地位を不当に害し，今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	第7条第5号
132	⑤の欄のうち，住宅の種別および合併町の名称	本市の管理している市営住宅を個別に特定する情報であり，住宅の種別や合併町の名称が公表されることにより，当該団地の入居者に必要以上の混乱や不安を生じさせたり，交渉の相手方に予想外の不利益を与えるおそれがあるため。	第7条第4号